

業務請負基本契約書

印紙

1. 業務名 別途「個別契約書」記載
2. 事業場所
※詳細は、別途「建物賃貸借契約書」記載
3. 契約面積 別途「建物賃貸借契約書」記載
4. 請負期間 ●●年●月●日から●●年●月●日まで
※第36条に基づき、終了通達なき場合は3ヶ月の更新制
5. 請負予定代金 別途「対価および支払に関する覚書」記載
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 同様
6. 契約保証金 別途「個別契約書」記載

上記の業務について、発注者；社名または個人事業主名（以下「甲」という）と請負者；社名または個人事業主名（以下「乙」という）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

●●年●月●日

甲) 住所

商号

氏名

印

乙) 住所

商号

氏名

印

甲乙間の売買、請負等に関し、基本的事項を定めるため、次の通り締結する。

第 1 章 総 則

第 1 条 （契約の目的）

本契約は、甲の生産部門を通じて発注される一切の注文品に係る売買、請負等に関する契約（以下「個別契約」という）に適用される。但し、甲および乙が個別契約において本契約の規定と異なる同意をした場合にはこの限りではない。

2. 本契約において「注文品」とは、甲の注文に基づき乙から甲に納入される物品（ソフトウェア含む。）ならびに乙から甲に提供される役務をいう。

第 2 条 （個別契約）

乙が甲に納入する納品書の品名、内容、仕様、数量、対価、品質水準、納期、納入場所、その他当該個別契約の履行に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別契約の都度甲乙協議のうえ決定する。

2. 個別契約は、甲が所定の注文書又は注文データを発行し、乙がこれに対し承諾の意思表示を行ったときに成立する。
3. 乙は、注文書受領後又は注文データの受信後、速やかにその諾否を甲に通知するものとする。注文書受領日又は注文データ受信日から●日以内に、乙から何らの意思表示がなされない場合、当該期間の満了日をもって承諾の意思表示がなされたものとみなす。

第 3 条 （仕様）

乙は、個別契約に定める仕様、作業指示書等（以下「仕様」という。）に従って注文品を納入する。

2. 仕様に規定がない事項その他仕様に疑義がある場合、乙は、直ちにその旨を甲に通知し、甲と協議する。

第 4 条 （個別契約の内容の変更）

甲は、個別契約を変更する場合、変更注文書又は注文データにより当該変更の意思表示を行うものとし、その成立は、第 2 条の規定に準じるものとする。

2. 前項の変更によって価格および納期の変動を生じる場合は、甲乙協議の上これを決定する。

第 2 章 納入、検査等

第 5 条 （出荷前検査）

乙は、乙が甲に納入する注文品が個別契約に定める仕様および品質水準に適合するものであることを保証する。

2. 乙は、甲に対する注文品の出荷に先立ち、注文品に係る仕様および品質水準に適合していることを確認するための検査を行い、その完了後甲の指定する事項を所定の帳票

に記録し、これを保存するものとする。又、当該検査結果に関する記録の提出を甲から求められた場合、乙は、速やかにこれを甲に提出する。

3. 前項の検査の結果、注文品に異常又は重大な品質不良が発見された場合、乙は、速やかに必要な措置をとり、その記録を作成、保管するとともに、不良の発生状況、当該措置の内容等を速やかに甲に報告する。甲は、乙の措置内容が不十分であると判断した場合、乙に対しその改善対策を指示することができる。
4. 前2項の規定は、乙が第三者から購入し甲に納入する注文品についても適用されるものとする。
5. 甲は、乙の同意を得て、必要に応じて注文品の納入前に甲の指定する者による立会検査を実施することができる。この場合、乙は、これに協力するものとする。

第6条 (納入)

乙は、甲所定の手続きにより、納期に個別契約に定める納入場所に注文品を納入する。

2. 乙は、乙が甲に納入する注文品の数量が、個別契約に定める数量と一致することを保証する。
3. 乙が自己の都合により納期前の納入を希望するときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
4. 注文品の納期に遅延の恐れがある場合は、乙は、直ちにその旨を甲に連絡し、甲の指示を受けるものとする。
5. 前項の規定は、乙の債務不履行責任を免除するものではない。
6. 第4項の遅延の原因が、天災、地変その他不可抗力である場合には、乙は、甲に対し債務不履行の目的を達することができないとき、又は個別契約の履行が不可能になったときは、甲は、当該個別契約を解除することができる。

第7条 (所有権の移転)

注文品の所有権は、前条に定める納入の時をもって、乙から甲に移転する。但し、注文品の材料もしくは部品の全部又は大部分が第22条第1項により甲から無償で乙に支給されたものである場合は、当該注文品の所有権は、原始的に甲に帰属する。

第8条 (受入検査)

甲は、第6条に定める注文品の納入後、あらかじめ甲が定める検査方法で、速やかに受入検査を行う。この場合、納入後30日以内(下請代金支払遅延等防止法に定める「製造委託」および「修理委託」の対象となる注文品につき、乙が同法に定める「下請事業者」に該当する場合においては、納入後7日以内)に不合格である旨の通知を行わない限り、当該注文品は、当該期間の満了日をもって受入検査に合格したものとみなす。

2. 甲は、必要と認めた場合には、前項の検査を甲の指定する者に代行させ、又は甲の取引先の検査をもってこれにかえさせることができる。
3. 第1項の規定に拘わらず、甲は、個別契約においてその旨の定めがある場合には、甲による受入検査を省略して、注文品の納入を受け入れることができる。
4. 前項の定めは、瑕疵担保責任、債務不履行責任、製造物責任その他の乙の責任を免除

するものではない。但し、甲より支給、貸与された材料、部品、機械、工具等の不具合等による場合はこの限りではない。

第9条（不合格）

前条に基づく受入検査の結果、注文品が不合格となった場合は、乙は、甲の指示に従い、直ちに当該注文品（抜取検査により注文品が一括して合格された場合において当該検査により発見された不良品を含む。）を補修のうえ納入し、又は代品を納入して再度受入検査を受けなければならない。

2. 注文品が不合格となった場合には、甲によるその旨の通知がなされた時点をもって、当該注文品の所有権は、乙に再移転するものとする。
3. 不合格となった注文品の瑕疵が軽微である場合は、甲は、乙と協議のうえ、当該注文品の代金を値引きすることを条件として、当該注文品を受領することができる。この場合、当該注文品の所有権は値引きの合意の成立時点で甲に移転する。
4. 不合格となった注文品の瑕疵が個別契約の目的を達することができないほど重大な場合および補修又は代品納入が不可能な場合には、甲は、当該個別契約の全部又は一部を解除することができる。

第10条（危険負担）

甲への納入前に、注文品の全部又は一部が、甲の責に帰することができない理由により、滅失、毀損、減量又は変質した場合は、これによる損害は乙が負担する。

第11条（梱包）

乙は、輸送および保管に十分耐え得る方法によって注文品を梱包するものとする。なお、甲が梱包の規格を指定した場合は、乙は、それによるものとする。

第12条（検査不合格品等の取引）

検査不合格品、過剰納入品その他甲が乙に返却することのできる物品については、乙は、甲から通知を受けた後、甲の指定する期間内にこれを引き取るものとする。

2. 前項の期間経過後において、乙が引き取らない場合は、甲は、乙の費用負担により当該物品を返送し、もしくは供託し、又は売却してその対価を保管もしくは供託することができる。

第3章 品質

第13条（信頼性品質管理）

乙は、注文品の製造、検査、梱包、輸送等について適切な品質管理体制を確立し、注文品の信頼性ならびに品質を維持するものとする。

2. 乙は、注文品に関し適切な品質管理の基準を定め、これを実施する。又、乙は、その記録を甲乙協議のうえ別途定める期間保管する。
3. 乙は、注文品の欠陥により第三者の生命、身体又は財産に損害が生じることがないように、注文品の設計、原材料の調達、製造、検査等を行うにあたり、その安全性、信頼性および品質を確保するうえで十分な対策を講じるものとする。

4. 注文品に品質上の問題が発生し、又はおそれがあると甲が判断した場合、甲は、乙に報告書を求め、又は乙の同意を得て、必要に応じて乙の工場または事業所等に立入り、その品質管理体制の調査、指導、助言ができるものとする。
5. 乙は、注文品の品質に重大な影響を与える製造場所、製造工程、製造方法、金型、材料等の変更を行う場合事前に甲に通知し、甲と協議する。
6. 甲から品質、性能に関する要求仕様の指示を受けた場合、乙は、見本、図面、仕様書を甲に提出して承認を得るものとする。
7. 乙は、法令、条例等に定められた安全性に関する規制又は規格を遵守するとともに、甲が当該法規制等に基づいて必要とする書類等を甲に提出する。但し、乙が知り得なかった規制等に関してはこの限りではない。

第14条（瑕疵担保責任）

乙は、注文品の契約条件との相違又は甲への納入前の原因によって生じた品質不良、数量不足、変質その他瑕疵につき、個別契約において特に期間の定めがない場合は、この期間は注文品の甲への納入の日（第8条により受入検査を行う注文品については当該検査合格日）から1年間とする。

2. 前項に関らず、下請代金支払遅延等防止法に定める「製造委託」および「修理委託」の対象となる注文品につき、乙が同法に定める「下請事業者」に該当する場合における瑕疵担保期間については、特段の定めがない限り、第6条による注文品の納入の日から6ヶ月間とする。
3. 前2項の期間中に発見された契約条件との相違又は瑕疵については、乙は、甲の請求により、直ちに契約条件との相違もしくは瑕疵を無償で補修し、又は、他の良品と交換しなければならない。
4. 第1項又は第2項の期間経過後、注文品に乙の故意又は重過失に基づく瑕疵が発見された場合、乙は、前2項と同様の責任を負う。この場合、責任の範囲、金額等については、甲乙別途協議のうえ決定する。

第15条（製造物責任）

甲は、注文品の欠陥（製造物責任法及び諸外国における同種の法律等に定める欠陥をいう。）により、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、又は甲が係る欠陥による損害の発生を防止するために必要な措置を講じた場合、そのために甲が被った損害および費用の賠償を、瑕疵担保責任期間終了後といえども乙に請求することができる。但し、当該欠陥が甲の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

2. 注文品を使用した甲の製品の欠陥により甲又は第三者に損害が生じ、その原因の一部が注文品の欠陥にあると甲が判断した場合、乙は当該損害賠償の負担等について甲と誠意をもって協議するものとする。
3. 乙は、注文品又はそれを使用した甲の製品に起因して第三者の生命、身体又は財産に生じた損害に関連して、甲が、注文品の設計、製造、安全性評価および品質管理に係る技術資料、データ、規定等の提供を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
4. 乙は、注文品又はそれを使用した甲の製品に起因して第三者の生命、身体、又は財産

に損害が生じ、甲から要請された場合、その損害発生の原因究明に関し甲に協力する。

5. 前各項のほか、甲および乙は、注文品の欠陥により第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、又はそのおそれがあると認められた場合には、直ちに相手方に通知する。この場合、甲および乙は、協議のうえ欠陥の除去及び損害発生防止のため適切な措置（甲がすでに出荷した注文品又はそれを使用した甲の製品の回収および欠陥の補修を含む。）をとる。

第 4 章 代金支払

第 16 条（対価支払）

甲は、甲乙別途協議のうえ定める方法、場所および期日において、注文品の対価を乙に支払う。

第 17 条（債権譲渡の禁止）

乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、甲に対する債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供しないものとする。

第 18 条（相殺）

甲が乙に対し債権を有するときは、甲は、乙にその明細を通知することにより、その債権と甲が乙に対して負担する債務の対等額につき相殺することができる。

2. 乙が第 34 条第 4 号に該当する場合は、乙は、甲に対して負担する債務のすべてにつき、当然に期限の利益を失う。又、乙が第 34 条第 1 号乃至第 3 号および第 5 号のいずれかに該当する場合は、甲からの請求により、乙は、甲に対して負担する債務のすべてにつき期限の利益を失う。

第 5 章 作業および従業員等

第 19 条（作業場所）

乙は、特に甲の指定する場合を除き、乙所定の作業場所で個別契約を履行する。

2. 個別契約の履行にあたり乙が使用する施設、設備、備品、事務用消耗品等に係る費用はすべて乙が負担する。
3. 乙の従業員又は第 31 条による甲の承諾を得た再委託先の従業員が個別契約の履行に関連して甲の事業場等に立ち入る場合、乙は、係る従業員が、甲の諸規定、指示を遵守し、安全と秩序の維持に協力するよう必要な措置をとるものとする。

第 20 条（従業員等）

乙は、乙の従業員又は再委託先の従業員に対して、使用者又は管理者として法令に規定されたすべての義務を負うほか、従業員の労務管理および作業管理、安全と衛生に関する諸規定を、自己の責任において行う。

2. 前項の目的を達成するため、乙は、従業員の中から適切な現場責任者を選任するものとし、その氏名を書面にて甲に通知する。これを変更した場合も同様とする。

3. 乙は、前項で選任された乙の現場責任者に対し、本契約および個別契約の内容を十分に理解させ、個別契約の履行を目的とした、乙の従業員への作業指示、命令、労務管理、規律秩序保持、安全と衛生に関する事項、作業の計画、および甲への連絡、報告、調整等を適切かつ迅速に行うよう指導しなければならない。
4. 乙は、従業員に対して、本契約に基づく業務遂行に必要な免許、資格、技能講習等を行わせなければならない。
5. 乙は、従業員が負傷し又は疾病にかかった場合、もしくは第三者に危害を加えた場合、乙は自己の費用と責任において必要な措置をとるものとする。

第21条（共同施設等）

- 甲は、乙の従業員に対し、休憩所・喫煙所・トイレ・食堂・売店・更衣室・ロッカー・医務室・駐輪場・駐車場等の甲の施設を共同で使用できるよう無償で提供するものとする。
2. 乙は、従業員に甲から提供された共同で使用する施設等について、甲の安全衛生措置に準じ使用するよう指導しなければならない。
 3. 乙は、乙又は乙の従業員、その他関係者の故意又は過失により、共同施設等の破損・破壊等により損害が発生した場合は、その賠償の責を負う。

第6章 支給品、貸与品

第22条（支給品、貸与品）

- 甲が必要と認めた場合、甲は、乙に対し、個別契約の履行のために必要な材料、部品等を支給し、又は機械、工具もしくは治具を貸与する。
2. 前項により材料又は部品等を支給する場合、有償又は無償の区分および有償の場合の代金については、甲所定の基準に定めるところによる。
 3. 第1項により乙が借り受ける貸与品は、乙が個別契約の履行のために必要とする甲所定の機械、装置、測定器、型、治工具等ならびに甲が部品装置等注文品とともに注文し、乙が制作する型および治工具とする。
 4. 第1項による貸与は原則として有償とする。但し、前項後段に規定する貸与品のうち価格が20万未満か、又は甲が指定するものについてはこれを無償で貸与することがある。
 5. 甲および乙は、機械、工具、治具等の貸与品について、甲所定の様式による帳票の交付もしくは乙所定の機械器具等賃貸借契約書を別途締結する。但し、前項但し書記載の貸与品についてはこの限りではない。
 6. 乙は、第1項により甲から支給された材料、部品等および貸与された機械、工具又は治具を、受領後速やかに検査し、品質不良、数量不足その他の瑕疵を発見したときは直ちに通知するものとする。
 7. 貸与品の貸与期間は、第5項の帳票記載の期間とする。又、第4項但し書記載の貸与品の貸与期間は、その制作完了の日から3ヶ月間とする。但し、甲乙協議のうえ、こ

の期間を延長又は短縮することができる。

8. 貸与品の賃貸料は、貸与期間1ヶ月あたり、当該貸与品に係る甲所定の減価償却費、固定資産税および金利の1ヶ月相当額とする。但し、別途甲が指定する貸与品の賃貸料はこの限りではない。
9. 賃貸料の支払方法については、甲が所定の基準により乙に提示するものとし、乙はその条件に同意した場合これに従う。
10. 乙が貸与品の修理又は改造を行う場合は、事前に甲の書面による承諾を得るものとし、その修理方法は、甲の指示に従う。又、当該修理等に要する費用負担は甲乙協議のうえ決定する。

第23条（支給品、貸与品の所有権）

前条による有償支給品の所有権は、その代金の決済があった時に甲から乙に移転するものとし、無償貸与品、貸与品の所有権は、甲に帰属するものとする。有償支給品代金の支払時期、支払方法等については、甲乙別途協議のうえ決定する。

2. 乙は、甲から借り受けた貸与品に、甲の指示に従って甲が当該貸与品の所有権を有する旨を明示する表示を付するものとする。

第24条（支給品、貸与品の管理）

乙は、甲から支給された材料、部品等および貸与された機械、工具又は治具を乙固有の物件と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、甲の責に帰すことのできない理由により、滅失、毀損、減量又は変質した場合は、乙がその損害を賠償する。

2. 甲は、随時、支給品および貸与品の使用ならびに保管状況を検査し、乙に対して必要な指示を与えることができる。

第25条（支給品、貸与品の目的外使用禁止）

乙は、甲から支給された材料、部品等および貸与された機械、工具又は治具を個別契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者にこれを使用させないものとする。但し、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第26条（支給品、貸与品の返還）

本契約又は個別契約が終了し、もしくは解除されたとき、又は甲が返還を請求したときは、乙は、甲から無償支給された材料、部品等および貸与された機械、工具又は治具を速やかに甲に返還するものとする。

第27条（技術情報等）

個別契約の履行に必要があるときは、甲は、乙に対し、甲が必要と認める範囲において、技術資料の貸与、技術情報の提供等の技術指導を行う。

2. 乙は前項により提供された甲の技術資料、技術情報等を第24条に準じて管理し、個別契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に使用させもしくは開示してはならない。但し、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
3. 乙は、本契約又は個別契約が終了し、もしくは解除されたとき、又は甲が返還を請求したときは、第1項により、提供された甲の技術資料、技術情報等（甲から複製を認

められている場合は、当該複製物を含む。)を直ちに甲に返還する。

第 7 章 商標等

第28条 (商標、商号の使用)

甲および乙は、相手方の書面による承諾を得ない限り、相手方およびその関連会社(甲に関しては、甲の関連会社を含む。)の商号もしくは商標その他の標章(それに類似するものも含む。)を自己の製品等に使用しないものとする。

第 8 章 一般事項

第29条 (生産中止、保守用部品の供給等)

乙は、乙の都合により注文品の生産を中止する場合、又は注文品の生産設備、治工具等の改造等を行う場合であって、甲に対する供給に影響が生じる場合には、事前に甲に通知するとともに、その対応につき甲と協議する。

2. 乙は、保守用部品に係る生産設備、治工具等の改造等を行う場合であって、甲に対する供給に影響が生じる場合には、事前に甲に通知するとともに、その対応につき甲と協議する。
3. 乙は、注文品に係る保守用部品の供給につき、当該注文品の取引終了後においても協力する。但し、個別の取扱いについては、甲乙協議のうえ決定する。
4. 本契約のいかなる規定も、乙に対する発注を保証するものと解釈されてはならない。

第30条 (申告義務)

乙は、本契約締結後、商号変更、資本の増減、合併、会社分割、営業の全部又は一部の譲渡、組織変更、事務所又は工場等の移転その他乙の事業につき重要な変更が生じた場合は、甲所定の様式による調査表、届出書等を直ちに甲に提出する。

第31条 (再委託の禁止)

乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、本契約又は個別契約に基づく乙の債務の全部又は一部の履行を第三者に委任もしくは請け負わせてはならない。

2. 甲の承諾を得て、乙が注文品の製作の全部又は一部を第三者に再委託する場合、乙は、本契約又は個別契約に基づく甲に対する義務と同様の義務を当該第三者に課すものとする。なお、この場合であっても、乙は、乙の甲に対する履行義務は免れない。
3. 前項に基づき、乙が再委託を行う場合、甲の書面による承諾を得ない限り、乙は、当該第三者に支給品、貸与品を支給又は貸与し、使用させてはならない。
4. 甲の承諾を得て、乙が第三者に支給品、貸与品を支給又は貸与した場合、乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、当該第三者に当該支給品等の複製、修正、改変をさせてはならない。

第32条 (秘密保持義務)

甲および乙は、本契約又は個別契約の履行にあたり知り得た相手方または相手方の取引先の技術上、営業上その他の情報(甲に関しては、甲の関連会社の情報を含む。)

以下同様とする。)であって、相手方から秘密である旨明示されたものを、本契約および個別契約履行の目的にのみ使用するものとし、又相手方の書面による同意がない限り、本契約および当該個別契約の有効期間中のみならずその他終了後も、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。但し、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。

- ① 相手方から開示を受けた時点において、既に公知又は公用であったもの
 - ② 相手方から開示を受けた時点において、既に自ら保有していたもの
 - ③ 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したものの
 - ⑤ 相手方の秘密情報によらず、独自に開発したもの
2. 前条に基づき注文品の製作の全部又は一部を第三者に再委託する場合、乙は、甲の書面による承諾を得たうえで、当該再委託の目的に必要な限度において、甲の秘密情報を当該第三者に開示することができる。この場合、乙は、本条に基づく秘密保持義務と同等の義務を当該第三者に課するものとする。
 3. 第1項の規定に関らず、甲は本契約および当該個別契約履行の目的に必要な限度において、乙の秘密情報を甲の関連会社に開示することができる。この場合、甲は、本条に基づく秘密保持義務と同等の義務を当該甲の関連会社に課するものとする。

第33条（個人情報保護）

甲および乙は、個別契約の履行に関連して知り得た相手方、相手方の関連会社又は相手方の取引先が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人の識別することができることとなる情報を含む。又、秘密の情報であるかどうかを問わない。）（以下「個人情報」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく、当該個別契約の履行以外の目的のために利用し、又は第三者に利用させもしくは開示、漏洩してはならない。

2. 乙は、甲、甲の関連会社又は甲の取引先の個人情報を再委託先に提供しようとする場合は、甲の書面により承諾を得るものとし、本条に定める乙の義務と同等の義務を当該再委託先に課するものとする。
3. 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならない。
4. 甲および乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
5. 甲および乙は、前4項に定める義務の履行のため所要の措置を講ずることにつき、随時相手方に対して指導又は指示、教育を行うことができる。
6. 甲および乙は、本契約に違反して個人情報が本契約又は当該個別契約の履行以外の目的に利用され、又は第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、直ちに相手方に報告し、相手方の指示を受けるものとする。

7. 甲および乙は、相手方の承諾のもと作成された個人情報の複製物を廃棄するときは、書類については裁断又は焼却の方法により、電磁的記録については、データ消去又は媒体の破壊の方法により、これを行うものとする。
8. 前条の秘密情報に該当する個人情報については、前条の規定に加え、本条の規程をあわせて適用する。

第34条（契約の解除）

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、当該相手方に対し何らの催告をすることなく直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 本契約又は個別契約の条項の一に違反したとき
 - ② 自己の責に帰すべき理由により納期に契約を履行する見込みがないとき
 - ③ 本契約又は個別契約の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は破産、会社整理、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申し立てがなされたとき
 - ⑤ その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
2. 甲および乙は、前項の解除により、相手方が被った損害に対して賠償請求することを妨げない。

第35条（契約終了又は契約解除時の措置）

本契約又は個別契約が終了し、もしくは解除された場合で、甲から請求を受けたときは、乙は、有償支給品および支給品を含む納入前の注文品（仕掛品を含む。）を直ちに甲に引き渡す。この場合、甲は、甲乙協議のうえ定める金額を第16条に定める方法で乙に支払う。

2. 本契約又は個別契約が終了し、もしくは解除されたときは、乙は、貸与賃料、貸与品ならびにその時点で甲に所有権が帰属する有償支給品、無償支給品、仕掛品、半製品および完成品につき、乙の再委託先が保有するものも含め、直ちにこれらを甲に返還する。
3. 前2項に基づく乙による返還又は引渡しの場合に、甲が乙の工場、事務所等に立入りこれらを引取るときには、乙は、これに何らの異議を申立てることなく同意、協力し、又第三者が保有する物については、甲による引取りに支障のないよう万全の措置をとるものとする。又、乙は、係る返還、引渡し又は引取り完了までの間、乙に所有権が帰属する仕掛品、半製品および完成品についても、善良な管理者の注意をもって保管するものとする。
4. 本契約又は個別契約が終了し、もしくは解除されたとき、又は甲が請求したときは、乙は、第32条に定める秘密情報および第33条に定める個人情報（複製されたものを含む。）を直ちに甲に返還するものとする。
5. 原因又は理由の如何に関らず本契約が終了し又は解除された後においても、第14条、

第15条、第18条、第28条、第32条、第33条および本条の規程はなお有効とし、甲および乙は当該条項に基づく義務については、引続きこれを履行するものとする。

第36条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、●●年●月●日から●●年●月●日までとする。但し、期間満了●ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの請求がないときは、さらに●●ヶ月間これを延長するものとし、その後期間満了毎この例による。

第37条（裁判管轄）

本契約又は個別契約に関して生じた甲乙間の紛争については、●●簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第38条（疑義解釈）

本契約又は個別契約に規定のない事項、本契約条項のうち疑義のある事項および本契約の変更については、甲乙別途協議の上これを決定する。

以上
